富士見市長交際費の執行に関する事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、富士見市長（以下「市長」という。）の交際費を適正に執行し、かつ、支出の透明性を高めるため、必要な事項を定めるものとする。

（交際費の定義）

第２条　この要領において交際費とは、市長が市を代表し、行政執行上必要と認める外部との交際のために要する経費をいう。

（支出基準）

第３条　交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ、支出するものとする。

(1) 慶祝　結婚式、発表会等、大会・地域行事等

(2) 弔慰　香典、花輪、生花

(3) 会費　飲食等を伴う総会、新年会、忘年会、地域祭典、祝賀会等

(4) 見舞い　病気、災害等

(5) 餞別　海外協力・派遣研修

(6) その他　記念品・土産、行政懇談等、市長が必要と認めたもの。

２　前項の区分に応じ、支出については、別表のとおりとする。

３　交際費の執行に当たっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額にとどめなければならない。

（職務代理）

第４条　交際費の執行に当たり、市長は、特別職又は部長等をして自己の代理をさせることができる。

（執行状況の公表）

第５条　交際費の執行状況の公表は、当月分を翌月の１０日までに市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別表（第３条関係）

１ 慶祝、会費、餞別関係

区　　分	支 出 対 象	限 度 額
慶　　祝	結婚式（市職員を除く。）	２０，０００円
	発表会・大会・地域行事等	会費相当額
会　　費	総会・地域祭典・新年会・忘年会・ 祝賀会等	飲食を伴わない場合　　０ 円
		飲食を伴う場合　　会費相当額
餞　　別	個人（１人）	５，０００円～１０，０００円
	団体（２人以上 ）	１０，０００円
その他（記念品等）	社会通念上妥当と認められる額（実費相当額）	

２ 弔慰、見舞い関係

区　　分				内　　訳		
				香 典	花輪等	見舞い
議員	市議会議員	現 職	本 人	１０，０００円	○	１０，０００円
		元 職	本 人	１０，０００円		
非常勤特別職	教育委員・選挙管理委員・監査委員・公平委員・固定資産評価審査委員・農業委員	現 職	本 人	１０，０００円	○	１０，０００円
		元 職	本 人	１０，０００円		
	正副町会長・人権擁護委員・民生委員児童委員・保護司	現 職	本 人	１０，０００円	○	
	その他各行政委員	現 職	本 人	１０，０００円		
職員	市長（現職を除く。）・副市長・教育長	現 職	本 人	１０，０００円	○	１０，０００円
		元 職	本 人	１０，０００円	○	
	管理職・一般職	現 職	本 人	１０，０００円	○	
他	その他市長が特に必要と認めるもの			１０，０００円	○	１０，０００円